



# 秋田県公報

目 次

ページ

## 告 示

○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（一五一・財政  
課）  
1

## 告 示

秋田県告示第百五十二号  
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したの  
で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条  
の六の規定によりその例によることとされる同法第一百五十二条  
の二第二項の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

第三条第二号中「浜松市」の次に「岡山市」を加える。

## 附 則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

發行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円 (税込)

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原五番二十九号  
電話(020)8766-7766  
FAX(020)8766-7766  
E-mailnatsubara@matsubaransatsu.co.jp